

町外から申請される方へ

令和3年度俱知安町保育施設等利用申請に係る注意事項及び必要書類について

1. 注意事項

- (1) 令和3年度保育所等新規申込期間は、**令和2年11月30日（月）必着**、となっております。記入例等でご確認のうえ、必要事項を全て記入し必要書類を下記連絡先まで提出してください。
- (2) 必要書類は俱知安町のホームページ上でダウンロード可能ですので、**「令和3年度俱知安町保育施設等利用のご案内」（以下、利用案内）を必ずご一読いただき、必要書類を各自ご用意願います。**ダウンロード環境がない場合はご連絡願います。
- (3) 令和2年1月1日時点で俱知安町に住所がなく、令和3年4月1日時点で3歳以上の児童の入所申込みをされる場合、**父母の令和2年度の課税状況を証明できる書類（下記参照）**が必要になります。
- (4) **入所確定した場合、令和3年4月1日時点で転入の確認ができない場合は入所取り消しとなります。**

2. 必要書類について

- (1) **施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書**
 - ・世帯全員分のマイナンバーの記入欄があります。
 - ・父母のマイナンバーの写し、申請者の顔写真付身分証明書の写し
- (2) **保育所入所申込書**
- (3) **保育が必要な事由を証明する書類（父・母それぞれの証明書が必要です）**
 - ・勤務証明書は勤務先が記入。必ず社印又は代表社印の押印が必要。
 - ・4月1日時点での保育の必要な事由を証明してください。（就労予定でも可）
 - ・4月1日時点の勤務証明書が提出できない場合は求職申立書等の提出をお願いします。
- (4) **保育施設等利用に関する確認票（同意書）**
- (5) **父母の令和2年度の課税状況を証明できるもの（下記から1点）**
 - ・令和2年度市町村民税の課税（非課税）証明証
 - ・令和2年度市町村民税特別徴収税額通知書
 - ・令和2年度市町村民税納税通知書 など

3. 入所の決定について

○利用定員を上回る申込みがあった場合は、町が定める利用調整基準により優先順位をつけ順位が高い方から第一希望保育施設への入所決定をしていきます。（利用案内2、9ペ

ージ参照)

○上記の利用調整の結果は、令和3年1月末頃を予定しております。(利用案内3ページ参照)

ご不明な点や、申請書類送付後に申請内容の変更及び申請の取り下げ等が発生した場合は下記連絡先まで速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

●連絡先・申請書類送付先●

〒044-0003

北海道虻田郡倶知安町北3条東4丁目
保健福社会館内

倶知安町役場 福祉医療課児童福祉係

TEL 0136-23-0500